

松江市みどりの基本計画

（令和 2 年度～令和 11 年度）

中間点検・評価報告書

令和7年3月

目次

第 1 章 点検・評価概要	1
1-1. 点検・評価目的	1
1-2. 点検・評価結果の概要	2
1-3. 点検・評価の実施期間、対象	3
1-4. 位置図	3
1-5. 実施内容	4
第 2 章 基本施策の取組の点検	5
2-1. 「みどりを育む持続可能な協働の仕組みづくり」に係る施策と取組	7
2-2. 「水とみどりが織りなす景観の持続的な保全と活用」に係る施策と取組	9
2-3. 「地域のニーズに合わせた持続可能でみどり豊かなまちづくりの推進」に係る施策と取組	12
第 3 章 数値目標の点検	14
3-1. 「みどりを育む持続可能な協働の仕組みづくり」に係る数値目標	16
3-2. 「水とみどりが織りなす景観の持続的な保全と活用」に係る数値目標	16
3-3. 「地域のニーズに合わせた持続可能でみどり豊かなまちづくりの推進」に係る数値目標	17
3-4. アンケート調査による数値目標	17
3-5. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策	18
第 4 章 都市公園等の整備・管理の取組の点検	19
4-1. 施策1 人口減少に対応した都市公園などの見直し	20
4-2. 施策2 市民や民間事業者との共創・協働による管理・運営の推進	24
第 5 章 進捗状況の考察	25
5-1. 進捗状況の考察	25
第 6 章 みどりの基本計画概要版の作成	27

1-1. 点検・評価目的

松江市では令和元年度に緑をとりまく社会情勢の変化を踏まえ、みどりの基本計画の改定を行った。この計画は令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間としており、中間年次(令和6年度)には目標の検証を行い、計画の実効性を高めることとしている。このため、中間年次現在における計画の達成状況の点検・評価と、今後の方向性の検討を行ったものである。

みどりの基本計画について

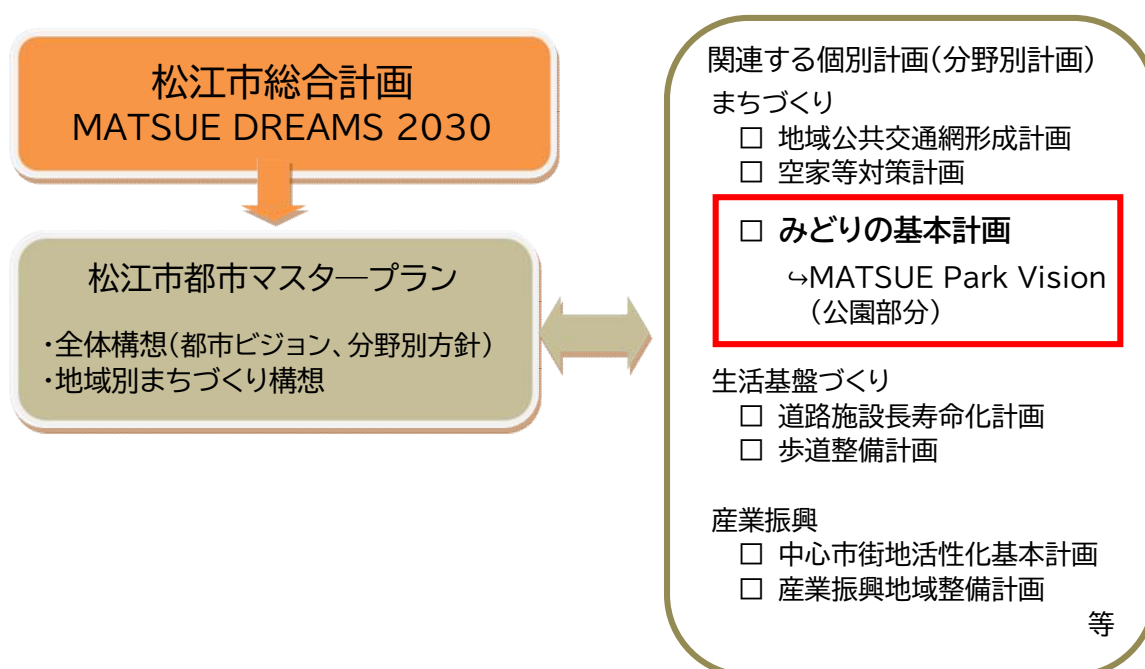
みどりの基本計画は、「松江市総合計画 MATSUE DREAMS 2030」「松江市都市マスタープラン（以下、市都市マス）」を上位計画として、「松江市環境基本計画」「松江市景観計画」などとの整合を図りながら策定する個別計画である。

みどりの基本計画策定時には市都市マス（平成30年度改定）で示されている地域別のまちづくり構想（通勤・通学、通院、買い物などの生活環境や歴史等の特性を踏まえた、中長期的なまちづくりビジョン）に基づき、地域別のみどりの方針を設定している。

なお、みどりの基本計画策定後に、最上位計画である現在の総合計画が策定されているが、総合計画は市都市マスと整合を図って策定されており、市都市マスと連携する個別計画であるみどりの基本計画とも整合が図られている。

また、公園の整備・管理方針については、みどりの基本計画に基づき、将来も利用したくなる「魅力的な」「利用しやすい」公園とするための方向性を示した MATSUE Park Vision を策定している。

【計画の位置付け】



1-2. 点検・評価結果の概要

みどりの基本計画における、点検・評価すべき施策・取組を抽出したところ、以下の 61 項目であった。

関係課に確認をとりながら、現時点での取組状況の整理、評価および今後の方向性を検討した。

No	大分類	中分類	施策・取組の一例
1-8	基本施策の取組	基本方針①	みどりの愛護団等の活動団体の設立の支援
9-17		基本方針②	北山山系・日本海沿岸の自然環境の保全と活用
18-25		基本方針③	生物の生息域としての水とみどりの保全と活用
26-27	数値目標	基本方針①	公園協議会を設置している公園数
28-29		基本方針②	緑化保全区域(市条例)を含む良好な自然環境を有する樹林地等の保全
30-31		基本方針③	一人あたりの都市公園面積
32-33		アンケート結果	みどりの満足度
34-36	緑地の保全及び緑化の推進のための施策	-	街区公園の整備
37-56	都市公園などの整備・管理方針の取組・関連施策	施策 1	職員による遊具・施設点検の実施
57-61		施策 2	公園利用に関する申請手続き等の柔軟な対応を検討

点検・評価結果

「◎：現時点で、ほぼ達成・実施済み」及び「○：順調に推移している」が 61 項目のうち 58 項目（9 割以上）であり、「×：実施できていない」項目もなく、中間年時点での達成状況は良いと言える。

一例として、定量的な数値目標について、みどりや身近にある公園の満足度に関するアンケート調査を実施した。アンケートの結果では、満足度が策定年を超える結果となり、“現状以上の満足度”という策定年の目標を達成していた。（No. 32）

点検・評価		項目数(61 項目) / 割合	
◎	現時点で、ほぼ達成・実施済み	34 項目	55.7%
○	順調に推移している	24 項目	39.3%
△	実施できているものの、 取り組みが不足だと思われる	3 項目	5.0%
×	実施できていない	0 項目	0.0%

95.0%

中間年度におけるみどりの基本計画の点検・評価結果としては、作成当初の計画が概ね達成されており、計画自体の改定等の必要はないと考えられる。

計画後半の期間においても引き続き、今回検討した「今後の方向性」に基づきながら、施策・取組を進めていく必要がある。

1-3. 点検・評価の実施期間、対象

点検・評価の実施期間：令和6年10月17日～令和7年3月31日

対象：松江市一円における取組

1-4. 位置図



1-5. 実施内容

1) 基本施策の取組の点検

基本施策（現行計画 P29～P34）の取組状況に関する資料を整理した。

- ・基本方針①「みどりを育む持続可能な協働の仕組みづくり」に係る施策と取組
- ・基本方針②「水とみどりが織りなす景観の持続的な保全と活用」に係る施策と取組
- ・基本方針③「地域のニーズに合わせた持続可能でみどり豊かなまちづくりの推進」に係る施策と取組

組

2) 数値目標の点検

数値目標（現行計画 P35～P45）の進捗状況に関する資料を整理した。なおアンケート調査が必要な項目については、アンケート調査を実施した。

（数値目標）

- ・公園愛護活動を実施している公園数
- ・公園協議会を設置している公園数
- ・緑地保全区域(市条例)を含む良好な自然環境を有する樹林地等の保全(緑山周辺状況)
- ・一人当たりの都市公園面積
- ・民間活力の導入
- ・みどりの満足度（アンケート調査）
- ・身近な公園の満足度（アンケート調査）
- ・緑地の保全及び緑化の推進のための施策の状況

3) 都市公園等の整備・管理の取組の点検

具体的な整備・管理の取組状況に関する資料を整理した。（本編 P46～P51）

- ・施策 1「人口減少に対応した都市公園などの見直し」に関する取組及び関連施策
- ・施策 2「市民や民間事業者との共創・協働による管理・運営の推進」に関する取組

4) 進捗状況の考察

進捗状況の点検結果に基づき、進捗状況の評価、今後の施策の実施・取組に向けての課題や方針を整理した。

5) みどりの基本計画概要版の作成

みどりの基本計画概要版の更新資料（A3 版 2 ページ）を作成した。

6) 報告書のとりまとめ

点検、評価結果等を報告書としてとりまとめた。

第2章 基本施策の取組の点検

現行計画（P29～P34）に記載されている3つの基本方針に係る各施策と取組について、評価・点検する内容を整理した。また、関係課に確認をとりながら、取組状況の整理、評価および今後の方向性を検討した。

評価については、4段階での判定を行った。

判定		考え方(達成率※)
◎	現時点で、ほぼ達成・実施済み	90-100%
○	順調に推移している	50-90%未満
△	実施できているものの、 取り組みが不足だと思われる	1-50%未満
×	実施できていない	取組んでいない

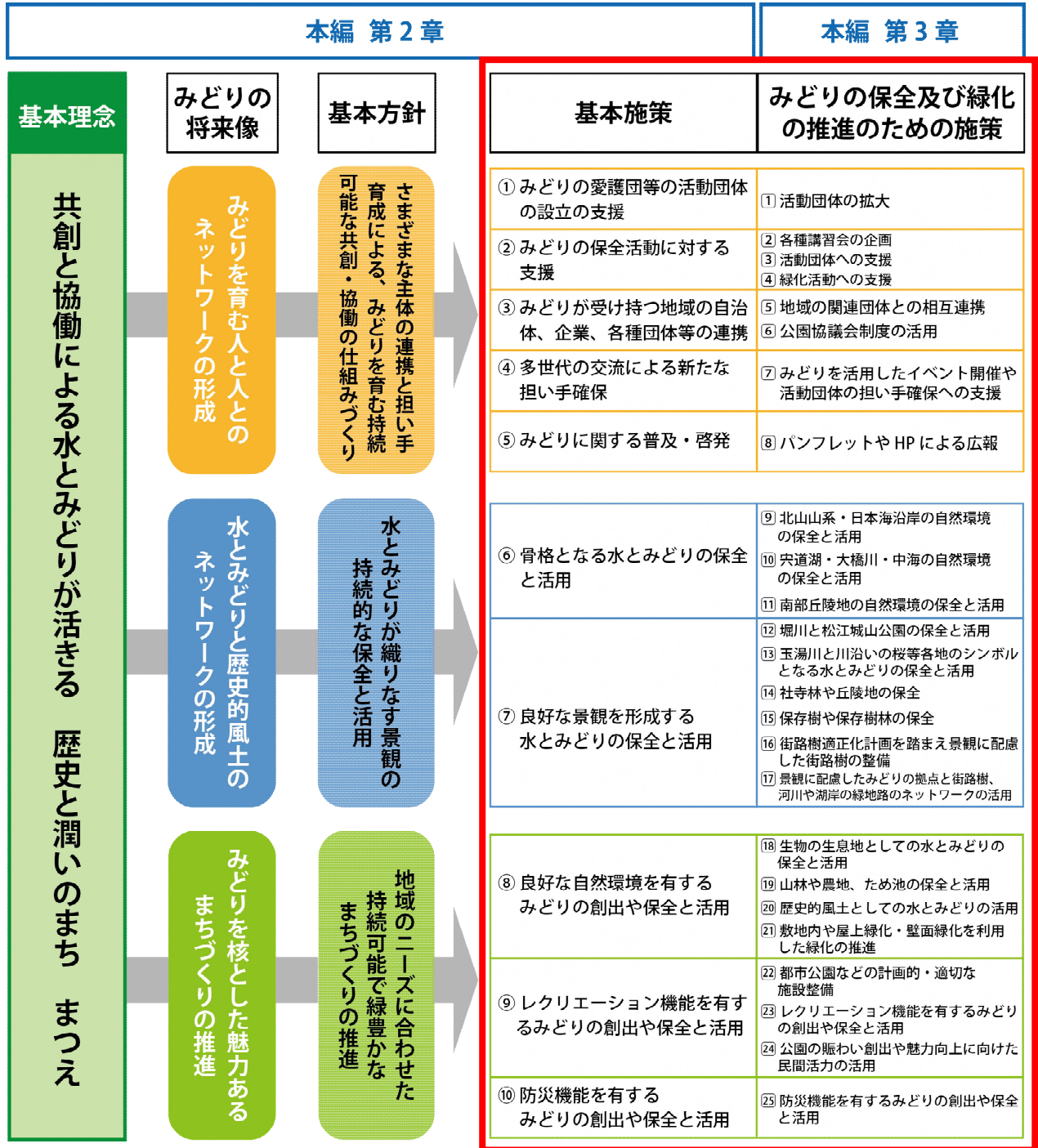
※達成率について、

■定量的な目標について、

・計画の最終年次（令和11年度）における目標に対する達成率を評価した。（中間年次の目標が設定されている項目については、中間年次の目標に対する達成状況についても確認した。）

■定性的な目標について

・点検項目に対して、関連する取り組みの実施状況・頻度を評価した。



2-1. 「みどりを育む持続可能な協働の仕組みづくり」に係る施策と取組

No	評価項目（施策・取組）	計画記載内容	点検・評価内容	取組状況（R2-R6）	判定	今後の方向性
1	基本施策① 「みどりの愛護 団等の活動団体 の設立の支援」	取組み① 「活動団体の拡大」	公園愛護団体等の緑に関わる各市民活動団体の維持・拡大を図るため、若い世代など多様な世代への活動普及と参加促進を行い、引き続き市民活動団体との協働による公園の維持管理やみどりの市民活動の仕組みづくりを推進します。	みどりに係る市民活動団体数の確認 計画策定時点の団体数との比較	下表参照	○ 増加・維持となった団体は維持や更なる拡大を図り、減少した団体は R 元年の数以上となるように拡大を図る。 関係課 ・公園緑地課 ・河川課 ・道路課 ・島根支所地域振興課 ・農林基盤整備課 ・八束支所地域振興課 ・市内の各公民館
2		取組み② 「各種講習会の企画」	公園愛護活動などをはじめとするみどりの維持管理には、樹木の剪定や草刈機等を使用する場合があります。安全で適切な作業ができる活動環境の整備を図るため、草刈機の取り扱いや剪定の仕方など、講習会等を実施します。また、一般市民を対象とした、花やみどりに係る講習会などの開催について、推進を図ります。	植栽管理に関する草刈機の取り扱いや剪定の仕方などの講習会、また一般市民を対象とした、花やみどりに係る講習会などの開催の実績	樹木匠による樹木診断研修 （もりふれ倶楽部） 年 1 回×5 年=5 回	○ 樹木匠による樹木診断研修の継続に加えて、植栽管理に関する草刈機の取り扱いや剪定の仕方などの講習会（植栽管理が必要な公園での実施検討）や一般市民を対象とした、花やみどりに係る講習会などの開催も検討。 関係課 ・公園緑地課
3	基本施策② 「みどりの保全活動に対する支援」	取組み③ 「活動団体への支援」	公園愛護活動については、公園の除草、清掃、遊具の点検等の維持管理活動を通じて、身近な公園への愛着や、人と人との交流が生まれる活動として、引き続きその継続と拡大を図っていくための支援を行います。また、公園愛護活動以外にみどりに関わる市民活動への支援について、その仕組みに合わせた支援方法を検討します。	公園愛護活動及び、それ以外の みどりに関わる市民活動への松江市による支援や検討の実績	・愛護活動⇒報奨金の支払い&遊具塗装のペンキや整地用の真砂土等の資材の提供 ・児童遊園地の整備に要する費用の一部を助成 ・緑に関わる市民活動⇒毎年、市民緑化活動普及啓発業務を継続実施、市としては同業務の委託と市報や SNS でイベント周知・報告	◎ 引き続き活動団体への支援（愛護活動支援、市民緑化活動普及啓発など）を図る。 関係課 ・公園緑地課
4		取組み④ 「緑化活動への支援」	公園愛護活動での花壇整備等への支援を継続し、街かどのスポット植栽やプランターなどに必要な資材（花の苗、肥料）等についてもあわせて支援を検討します。また、緑地保全区域の維持管理に要する費用への助成と継続的な緑地及び自然環境の保全を行います。	公園愛護活動での花壇整備等への支援実績、街かどのスポット植栽やプランターなどに必要な資材等についての支援実績、緑地保全区域の維持管理に要する費用への助成状況	公園愛護活動への支援実績及び緑地保全事業補助金の実績が計画策定年度から令和 5 年度まで毎年度ある。 また八束支所では住民団体による花の植栽活動への支援実績もあった。その他市内公民館でも花の植栽活動への支援実績あり（R5 は 17 公民館）	◎ 毎年度、公園愛護活動での花壇整備等への支援実績、街かどのスポット植栽やプランターなどに必要な資材等についての支援実績がある。 引き続き支援を継続していく。 関係課 ・公園緑地課 ・鹿島支所地域振興課 ・八束支所地域振興課 ・市内の各公民館

【取り組み①】 「活動団体の拡大」	令和元(2019)年度	令和5(2023)年度	増減
公園愛護団	157公園 111団体	176公園 121団体	増加
公園企業ボランティア	51社	69社	増加
河川愛護団	132団体	143団体	増加
河川ボランティア	19社	16団体	減少
道路愛護団	253団体※	273団体	増加
道路企業ボランティア	60社	60社	維持
林道愛護団	41団体	44団体	増加
花と植栽活動（沿道の花壇・プランター）	15団体	90団体	増加

※計画書の記載内容から修正

No	評価項目（施策・取組）		計画記載内容	点検・評価内容	取組状況（R2-R6）	判定	今後の方向性
5	基本施策③ 「みどりが受け持つ地域の自治会、企業、各種団体等の連携」	取組み⑤ 「地域の関連団体との相互連携」	1つの公園には、公園の利用や公園愛護活動など、地元住民や公園愛護団、企業ボランティア団体、公園を利用する団体など様々な主体が関わっています。これらの団体が相互的に関わりをもつことにより、その地域コミュニティとして広がりを持つことにもつながります。 公園を核として、このような地域コミュニティの醸成がみどりの担い手の拡大につながるため、多種多様な主体の相互連携のための仕組みづくりや支援を進めていきます。	公園を核とした地域コミュニティの醸成、多種多様な主体の相互連携のための仕組みづくりや支援の進捗	R3～愛護団同士との連携を目的として公園愛護通信を年1回発行している。	○	公園愛護通信の発行に加えて、愛護団同士の連携を誘発するような内容の掲載を検討する。（市内愛護団の特徴的な活動紹介など） 関係課 ・公園緑地課
6		取組み⑥ 「公園協議会制度の活用」	スポーツや自然との触れあい、まちの賑わい創出や地域コミュニティの活性化など公園利用者のニーズの多様化に対して、十分にそのポテンシャルを発揮できていない公園が散見されます。都市公園法の改正により、都市公園等を効果的に整備・管理・利活用し、利便性の向上と持続的に公園の魅力（質）を向上させていくために、公園管理者と地域の関係者等とが必要な協議を行うための協議会を活用し、地域の公園のパークマネジメントをより多様な主体により進めていく仕組みづくりを推進していきます。	公園協議会の設置状況（普通公園や農山漁村公園含む）	以下の2公園で公園協議会を設置 宍道総合公園（R4.7～） 美保関運動公園（R6.2～）	○	規模の小さい公園については、公園協議会に代わり、関係する自治会などとの意見交換を行い、規模の大きい公園は公園協議会を組織し、各公園のあり方を引き続き検討していく。 関係課 ・公園緑地課
7	基本施策④ 「多世代の交流による新たな担い手確保」	取組み⑦ 「みどりを活用したイベント開催や活動団体の担い手確保への支援」	身近な公園などのみどりを活用した地域の多様な主体による多世代のイベント交流などにより、みどりへの関心や地域コミュニティが形成され、みどりの担い手が拡大することが望まれます。そのため、公園活用等の支援を行い、みどりに関する新たな担い手の確保と持続可能な活動団体(公園愛護活動を含め)の推進を図ります。	みどりを活用したイベント開催や活動団体の担い手確保への支援実績	・担い手確保⇒公園愛護団、企業ボランティアの募集（愛護団以外の活動が分かれば愛護団への加入勧誘、公園愛護通信の発行、市報(R2.7、R3.7)での愛護団募集） ・みどりを活用したイベント⇒市民緑化活動普及啓発業務（No.3 再掲）	○	現在の実績は継続しつつ、みどりを活用したイベント開催への支援を図る。 関係課 ・公園緑地課
8	基本施策⑤ 「みどりに関する普及・啓発」	取組み⑧ 「パンフレットやHPによる広報」	現在は、主に市HPや市報、または窓口対応において各種情報の提供を行っていますが、昨今におけるSNSの拡大や既存メディアの活用を踏まえて、今後の情報提供の方法を改善・強化し、みどりの魅力やみどりに係る市民活動などに関する情報を発信していくことで、市民にみどりへの関心をもってもらい、みどりの担い手を増やし、みどりの保全や創出、活用のための諸活動の拡大につないでいきます。	みどりの魅力やみどりに係る市民活動などに関する情報発信の状況及び情報提供の方法の改善・強化の検討	実績 ・公園愛護通信(R3～、年1回) ・Parkful(R5に全公園を登録) ・みちよって(H27～、年1回)⇒公園の情報が不定期掲載 ・市報	◎	市報等、現在の実績での広報活動を継続し、松江市公式SNSも活用した情報提供も検討する。 関係課 ・公園緑地課

2-2. 「水とみどりが織りなす景観の持続的な保全と活用」に係る施策と取組

No	評価項目（施策・取組）		計画記載内容	点検・評価内容	取組状況（R2-R6）	判定	今後の方向性
9	基本施策⑥ 「骨格となる水とみどりの保全と活用」	取組み⑨ 「北山山系・日本海沿岸の自然環境の保全と活用」	美しい自然環境の保全と、北山山系などのみどりの骨格となる自然林などにより、水とみどりが調和した美しい自然環境の保全と活用を図ります。	北山山系・日本海沿岸の自然環境の保全に関する取組や活用実績	【森林・生物保全活動（美保関）】 R2 年度 3 回 R3 年度 6 回 R4 年度 4 回 R5 年度 9 回（長期）（月 1 回 4・5・6・10・11・12・1・2・3） 【海辺の学習（文化振興課）】 R2 年度 2 回（ジオガイド養成講座） R3 年度 2 回（ジオガイド養成講座） R4 年度 6 回（桂島体験プログラム、ジオガイド養成講座） R5 年度 4 回（カヤック体験ツアー、ジオガイド養成講座、3 ジオ合同研修）	◎	現在の取組・活動を継続する。 関係課 ・美保関支所地域振興課 ・文化振興課
10		取組み⑩ 「宍道湖・大橋川・中海の自然環境の保全と活用」	宍道湖は、景観計画上の宍道湖景観形成地域として、湖岸に広がる袖師公園から宍道湖に浮かぶ嫁が島公園をバックに夕日スポットとして、多くの市民や観光客に親しまれ、中海は、湖岸の先に出雲富士とも呼ばれる秀峰大山が眺望できる美しい景観を形成しています。この美しい自然環境の保全と活用を図ります。 中心市街地においては、水辺景観を活かした賑わい空間の創出や、水辺景観と調和したまちなみ形成を図ります。中下流では水際植生などの自然豊かな水郷としての風情を活かした景観形成を推進します。 また、松江湖畔公園（千鳥南公園）においては、宍道湖に隣接する特性を活かすため、護岸整備と連携した公園の再整備を図ります。	宍道湖・大橋川・中海の自然環境の保全に関する取組や活用実績 大橋川周辺での水辺景観と調和したまちなみ形成、景観形成の推進状況、千鳥南公園の護岸整備と連携した公園の再整備状況	【千鳥南公園 公園緑地課】 R5 詳細設計 R6 国交省工事と干渉のため進捗無 R7～工事予定 【大橋川改修-中心市街地】 左岸（北側）で追子地区から向島町までの堤防整備が概成し、現在、東本町四丁目から五丁目の堤防整備が進められています。また、右岸（南側）の白潟地区では河道の拡幅と堤防整備が必要となるため、支障となる市道の付替に向けた工事が行われており、市道付替え後に堤防整備が行われる予定です。（国）新大橋の架け替えは R16 年度完成予定です。（県） 【大橋川改修-中流域】 下流部の左岸（北岸）、右岸（南岸）の堤防整備が進められており、豊かな自然環境や歴史に配慮した整備が行われています。下流部の河道狭窄部は河道の拡幅が必要となるため、護岸の整備や支障となる市道の付替に向けた工事が行われています。 また、多様な動植物が次世代に引き継がれるよう努めるため、保全の対象となるコアマモ、オオクグ、ヨシなどの重要な種は新たな生息・生育・繁殖環境の創出や移植等の保全措置を行っています。	◎	現在の取組及び今後、予定している整備や工事を実施していく。 関係課 ・公園緑地課 ・大橋川治水・国県事業推進課
11		取組み⑪ 「南部丘陵地の自然環境の保全と活用」	南部の丘陵地にかけては、古代神話や伝説などの舞台となった地域であり、豊かなみどりと展望台、キャンプ場や温泉などゆったりとくつろげる場が多く存在しています。引き続きこうした自然環境については、里山体験活動などの活用を通じて、保全を図っていきます。	南部丘陵地の自然環境を活用した里山体験活動などの実績	忌部水源の森づくり交流会 （毎年 11 月開催） R2 年度～R6 年度：毎年度 1 回ずつ開催	○	現在の取り組みを継続する。 関係課 ・上下水道局

No	評価項目（施策・取組）		計画記載内容	点検・評価内容	取組状況（R2-R6）	判定	今後の方向性
12	基本施策⑦ 「良好な景観を形成する水とみどりの保全と活用」	取組み⑫ 「堀川と松江城山公園の保全と活用」	国宝松江城を囲む堀は、松江城築城（1611年）と同時に造られ、今もそのままの姿を残しており、松江城を囲む松江城山公園のみどりや、堀川沿いに造られた城東都市緑地などの植栽帯、民有地（堀川沿いの連杭内の草地）のみどりにより、船に揺られながら見る松江城下町の姿は、歴史と水とみどりが調和した美しい景観を醸し出しています。こうした美しい景観と民有地のみどりを保全します。	堀川と松江城山公園の景観や民有地のみどりの保全状況	【堀川（河川課）】 R2年度：直営・委託による堀川の藻刈りを実施（処分量 17 t） R3年度：同上（処分量 74 t） R4年度：同上（処分量 24 t） R5年度：同上（処分量 55 t） 上記のほか、直営による堀川水域の堤防除草を随時実施 【松江城山公園（松江城・史料調査課）】 ・本丸の桜について、ナラタケモドキ菌による枯損防止のため、薬剤散布による防除対策を実施。（R2～R5年度） ・城山公園内の桜について、不定根誘導、施肥等により樹勢回復維持作業を実施。（R2～R5年度） ・公園内の松について、松くい虫による被害を軽減するため、防除剤の樹幹注入による対策を実施。（R2～R5年度） 【松江城・堀川の活用（環境エネルギー課）】 ・まつえ城探検ウォークラリー：小学生親子を対象に、城山公園内の自然に親しみながら、歴史や環境について楽しく学ぶイベント （R3～R5年度）※R6年度も実施	○	堀川と松江城山公園については、現在の取組・活動を継続する。 民有地（堀川沿いの連杭内）のみどりの保全についても取組を検討。 関係課 ・河川課 ・松江城・史料調査課 ・環境エネルギー課
13		取組み⑬ 「玉湯川と川沿いの桜等各地のシンボルとなる水とみどりの保全と活用」	玉湯川、佐陀川、意宇川などの比較的大きな河川では、河川堤防に桜が植栽され美しい景観を醸し出しています。こうした地域のシンボルとなる桜並木などのみどりの活用と河川の水環境の保全を図ります。	地域のシンボルとなる桜並木などのみどりの活用と河川の水環境の保全状況	【玉湯川（河川課）】 河川愛護団による玉湯川堤防除草 R2年度：9回（2団体） R3年度：9回（2団体） R4年度：9回（2団体） R5年度：8回（2団体） 【佐陀川（公園緑地課）】 佐陀川沿いの桜に毎年殺虫剤の散布および、数年ごとに枝がのびるタイミングで剪定を行っている。	○	玉湯川、佐陀川での取組を継続し、意宇川においても水環境の保全を図る取組みを推進する。 関係課 ・公園緑地課 ・河川課
14		取組み⑭ 「社寺林や丘陵地の保全」	歴史的風土に富む本市には多くの社寺林があり、北山山系、南部丘陵地の自然林とともに地域に豊かなみどりを形成しています。引き続き、緑地保全区域(松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例)の自然環境の保全を図ります。	緑地保全区域の自然環境の保全状況	【緑地保全事業補助金（公園緑地課）】 毎年度実施 【千手院 しだれ桜保存整備事業（文化財課）】 千手院 市指定文化財(R5年度)	◎	現在の取組・活動を継続する。 関係課 ・公園緑地課 ・文化財課
15		取組み⑮ 「保存樹や保存樹林の保全」	保存樹や保存樹林の保全にあたっては、客観的な評価のもとに優先的に保全すべきものを見極め調査し指定していきます。保存樹は古木が多いため枯損するものも多いことから、樹木医等の診断など行い保全を図るとともに、情報発信等を推進します。	保存樹や保存樹林の保全に関する調査・指定状況、樹木医等の診断や情報発信の実績	【樹木診断研修（公園緑地課）】 市民緑化活動普及啓発業務で樹木医による樹木診断研修を実施 【千手院 しだれ桜保存整備事業（文化財課）】 千手院 市指定文化財(R5年度)	○	樹木診断研修は実施しつつ、保存樹・保存樹林の調査・指定に関しても検討を進める。 関係課 ・公園緑地課 ・文化財課

No	評価項目（施策・取組）		計画記載内容	点検・評価内容	取組状況（R2-R6）	判定	今後の方向性
16	基本施策⑦ 「良好な景観を形成する水とみどりの保全と活用」	取組み⑯ 「街路樹適正化計画を踏まえ景観に配慮した街路樹の整備」	街路樹適正化計画(H31.3)に沿って街路樹の維持管理を進めるとともに、旧松江市以外の地域についても計画策定を進めていきます。	旧松江市内の街路樹適正化計画に沿った街路樹の維持管理状況やその他地域での計画策定に関する検討状況	【街路樹撤去（道路課）】 人にやさしい街路樹を目指し、交通の妨げ（有効幅員1.5m以上確保できない）となっている街路樹については、年次的に街路樹撤去を実施 R3 54本 R4 143本 R5 806本	○	引き続き、街路樹適正化計画に沿った街路樹の維持管理、撤去を実施していく。 関係課 ・道路課
17		取組み⑰ 「景観に配慮したみどりの拠点と街路樹、河川や湖岸の緑地とのネットワークの活用」	公園の機能には、都市景観に潤いと秩序を与える効果があります。公園の立地の特性等を踏まえた景観に配慮したみどりの保全が必要です。また、市街地には、宍道湖から大橋川や堀川の水環境と、城山公園・松江湖畔公園・楽山公園などのみどりの拠点が点在しており、これら公園のみどりと幹線の街路樹及び水辺のみどりを一体的なネットワークとしてつなぎ、より豊かなみどりの空間とその活用を図ります。	公園のみどりと幹線の街路樹及び水辺のみどりによる一体的なネットワークの活用状況	宍道湖・大橋川かわまちづくり計画に基づき、公園と水辺が一体となった湖畔公園の整備を行っている。	◎	宍道湖・大橋川かわまちづくり計画に基づいた湖畔公園整備を実施する。 関係課 ・公園緑地課 ・大橋川治水・国県事業推進課

2-3. 「地域のニーズに合わせた持続可能でみどり豊かなまちづくりの推進」に係る施策と取組

No	評価項目（施策・取組）		計画記載内容	点検・評価内容	取組状況（R2-R6）	判定	今後の方向性
18	基本施策⑧ 「良好な自然環境を有するみどりの創出や保全と活用」	取組み⑱ 「生物の生息域としての水とみどりの保全と活用」	松江市では、ラムサール条約湿地として、宍道湖と中海が登録され、水鳥をはじめとする湿地の生態系の保全が求められています。また、山林や農地にも様々な生き物が生息しており、その生き物が、生存できる環境・空間を確保していく必要があります。みどりの保全を考えるにあたり、生物の生息域としての視点も持ち合わせ、啓発活動等を進めていきます。また、子どもたちに、自然や生態系についての自然体験学習等を実施することにより、みどりの有効的な活用を図っていきます。	みどりの保全を考えるにあたっての生物の生息域に関する啓発活動等や、子どもたちへの自然や生態系についての自然体験学習等の実施状況	【初心者向け野鳥観察イベント(地域政策室)】 ・R2年度 1回 (日本野鳥の会島根県支部主催、初心者向け探鳥会) ・R5年度 1回 (松江市主催、初心者向けバードウォッチング) ・R6年度 1回 (松江市主催、初心者向けバードウォッチング) 【中海スカイポートイベント(地域政策室)】 ・R5年度 (Do The Sea 主催、SUP 体験&海ごみ拾い) 【美保関自然観察会 (美保関支所)】(再掲) R2年度3回 (6月・8月・2月、樹木・生物) R3年度4回 (5月・10月・11月に2回、樹木・生物) R4年度2回 (10月・12月、樹木・生物) R5年度9回 (長期) (月1回 4・5・6・10・11・12・1・2・3) 【手長エビ採り体験 (環境エネルギー課)】 R4年度1回 R5年度1回 【親子で楽しむ宍道湖での水遊び体験 (環境エネルギー課)】 R4年度1回 R5年度1回	◎	現在の取組・活動を継続する。 関係課 ・政策企画課 地域政策室 ・美保関支所地域振興課 ・環境エネルギー課
19		取組み⑲ 「玉湯川と川沿いの桜等各地のシンボルとなる水とみどりの保全と活用」	樹林地、農地、ため池、河川等は、生物多様性の保全や、気候変動による災害時の適応性の観点から重要な役割を果たしています。特に、竹害等からこの里地里山環境を守り、多面的機能を保全するため、官民一体となって侵入竹対策等の森林整備を進め、生物生息域や水辺環境、広大な農地を保全するとともに、自然体験学習などの場としての活用を図ります。	官民一体となつての侵入竹対策等の森林整備実績、 広大な農地の自然体験学習利用などの実績	【マーブル 1000 年の森 整備計画 (農林基盤整備課)】 宍道町(R4～R6) 新植 0.9ha,下刈 3.1ha 西谷町(R5～R6) 新植 1.0ha,下刈 1.5h R5 は宍道町上来待の大平山城跡において、山陰ケーブルビジョン株式会社、松江森林組合、地元の和名佐・小林地区自治会の協力のもと、「マーブル 1000 年の森」植樹イベントを開催し、クヌギ 500 本を植樹 【自然体験学習 (農政課)】 松江市都市農山漁村交流連携促進事業費補助金 (市単補助) 都市と農山漁村との交流活動への補助 R2 大根の播種・収穫体験、田んぼアート・収穫体験 R3 同上 R4 同上+バケツ苗水稻栽培等 R5 同上 R6 大根の栽培・体験授業、田んぼアート、バケツ苗水稻栽培体験、柿収穫体験等	◎	現在の取組・活動を継続する。 関係課 ・農林基盤整備課 ・農政課
20	基本施策⑧ 「良好な自然環境を有するみどりの創出や保全と活用」	取組み⑳ 「歴史的風土としての水とみどりの保全と活用」	歴史ある堀川の水や城山、楽山、月照寺などの背後林、指定文化財、埋蔵文化財包蔵地、伝統美観保存区域にあるみどりについて、その保全とともに地域の歴史・文化を将来世代に伝承することで、みどりの有効活用を図ります。	歴史的風土としての水や指定文化財等にあるみどりの保全や有効活用を図った取組	【堀川 (河川課)】(再掲) R2年度：直営・委託による堀川の藻刈りを実施 (処分量 17 t) R3年度：同上 (処分量 74 t) R4年度：同上 (処分量 24 t) R5年度：同上 (処分量 55 t) 上記のほか直営による堀川水域の堤防除草を随時実施 【緑地保全事業補助金 (公園緑地課)】 毎年度実施 【千手院 しだれ桜保存整備事業 (文化財課)】 千手院 市指定文化財(R5年度)	◎	現在の取組・活動を継続する。 関係課 ・公園緑地課 ・河川課 ・文化財課

No	評価項目（施策・取組）		計画記載内容	点検・評価内容	取組状況（R2-R6）	判定	今後の方向性
21	基本施策⑧ 「良好な自然環境を有するみどりの創出や保全と活用」	取組み②① 「敷地内や屋上緑化・壁面緑化を利用した緑化の推進(公共公益施設、事業所、民有地)」	市街地において、良好なみどりを確保できる空間は限られています。そこで、市街地の大型施設の屋上緑化や壁面緑化により都市緑化の推進を図っていくため、公共施設の緑化を図るとともに、民有地緑化に対する事業所等への協力依頼を進めていきます。	市街地の大型施設の屋上緑化や壁面緑化による都市緑化の推進状況、公共施設の緑化と、民有地緑化に対する行政機関や事業所の理解促進や協力依頼状況	【大庭幼稚園】 ・園門前の花壇に四季の草花を植え、行き来する地域の人が、自然と季節を感じられるようにしている。 ・平素より、園児のために木々の剪定、草刈り等をしながら、保育環境を整えている。休日の園庭を開放し、地域の低年齢児の親子（家族）が、安心して遊び、地域の自然を感じられるようにしている。 植花活動2回/年、剪定活動1回/年	△	市街地の大型施設の屋上緑化や壁面緑化による都市緑化の推進や、公共施設の緑化と、民有地緑化に対する行政機関や事業所等の理解促進や協力依頼を図る。 関係課 ・公園緑地課 ・大庭幼稚園
22		取組み②② 「都市公園などの計画的・適切な施設整備」	松江市では、松江市公園施設長寿命化計画(H26～H35)を策定し、老朽化した公園施設の更新を計画的に進めています。引き続き施設の健全度に基づき、優先順位を決めながら整備を行い、公園施設の安全・安心を確保して公園利用の利便性向上を図ります。	松江市公園施設長寿命化計画に基づく、老朽化した公園施設の更新・整備状況	10年ごとに長寿命化計画を策定している。また毎年度、職員による点検を行い、点検結果に基づき、随時施設の整備を進めている。	○	現在の取組・活動を継続する。 関係課 ・公園緑地課
23	基本施策⑨ 「レクリエーション機能を有するみどりの創出や保全と活用」	取組み②③ 「レクリエーション機能(自然とのふれあい、郷土歴史・環境学習など)を有するみどりの創出や保全と活用」	公園や緑地は、休憩・休息の場や教養、文化活動等の様々な余暇活動の場を提供しています。良質な都市機能の形成のためには、この自然と触れ合いながら学び・遊び・休息することができるレクリエーション機能を持ったみどりの空間が必要です。こうしたみどりの環境の保全や公園機能の強化を進めるとともに、地域住民や教育機関、行政等による協働によって、より一層の活用を図るための仕組みづくりを推進します。	公園・みどりのレクリエーション機能に関するみどりの環境保全や機能強化の取組	【公園（公園緑地課）】 緑に関わる市民活動⇒毎年、市民緑化活動普及啓発業務を継続実施、市としては同業務の委託と市報やSNSでイベント周知・報告 【海のまちサマーフェスティバル@野波海浜公園（島根支所）】 松江市の補助金（海のまちサマーフェスティバル事業補助金）を活用し実行。委員会形式でイベントを開催。 R5年度 1回開催 ※R2-4年度は中止 【自然を活用した、遊べる空間作り（美保関支所）】 （みどり山：自然とのふれあい遊び、環境学習を実施） （片江古道：郷土歴史や環境学習を実施） 両者共、任意活動団体や小学校の学習利用	◎	現在の取組・活動を継続する。 関係課 ・公園緑地課 ・島根支所地域振興課 ・美保関支所地域振興課
24		取組み②④ 「公園の賑わい創出や魅力向上に向けた民間活力の活用」	松江湖畔公園、北公園、松江総合運動公園など立地条件がよく比較的用户者の多い公園において、オープンスペースを有効活用し、賑わいを創出するなど、公園利用者に質の高い広場空間を提供するために、民間のノウハウを活かすことで更なる効率的・効果的な公園の整備や維持管理の手法について検討し、公園の魅力が向上することによって、誰もが行きたくなる公園づくりを推進します。	更なる効率的・効果的な公園の整備や維持管理の手法についての検討状況	【Park vision 策定】 整備や維持管理の手法について検討（R5） 【宍道総合公園 古墳の森】 ・民間活力を活用して、古墳の森のサバゲー社会実験実施(R3～) 【白潟公園】 ・水辺の利活用のための社会実験(R4,R5) 【総合体育館周辺エリア】 ・総合体育館周辺エリア未来ビジョン策定(R6) 【岸公園】 ・民間事業者による「にぎわいイベント」の開催（R元以前～） ・民間事業者によるカフェの運営	◎	MATUE Park Vision に基づき整備や維持管理を進め、「魅力的な」「利用しやすい」公園としていく。 関係課 ・公園緑地課 ・大橋川治水・国県事業推進課 ・観光振興課
25	基本施策⑩ 「防災機能を有するみどりの創出や保全と活用」	取組み②⑤ 「防災機能を有するみどりの創出や保全と活用」	公園等のみどりの空間は、火災時の延焼の遅延や防止、災害時の避難所、降雨時の流出量調整などの機能を持ち合わせています。松江市地域防災計画の「減災」の考え方のもと、有効な防災空間を持ち合わせるみどりのオープンスペースの保全や整備を図ります。	松江市地域防災計画の「減災」の考えに基づいた、有効な防災空間を持ち合わせるみどりのオープンスペースの保全や整備の取組	【オープンスペースの拡大】 オープンスペースとして、R1～R5で10公園設置 ※面積としては約4.2ha	◎	引き続き、防災空間を持ち合わせるみどりのオープンスペースの保全・整備を図る。 ・公園緑地課

第3章 数値目標の点検

現行計画（P35～P40）に記載されている施策体系の推進を進行管理するための数値目標及び緑化の推進のための施策に関する各数値目標についても、評価・点検する内容を整理した。また、関係課に確認をとりながら、取組状況の整理、評価および今後の方向性を検討した。

施策体系の推進を進行管理するための数値目標 現行計画（P35-36）より

1) みどりを育む持続可能な協働の仕組みづくり

目標項目	令和元(2019)年次現在	令和 11(2029)年次目標
公園愛護活動を実施している公園数	157 公園	180 公園
公園愛護活動は、徐々に団体数が増加していますが、愛護団体構成員の高齢化が課題となっています。今後、みどりに関する担い手の確保と持続可能な活動団体の推進の取り組みを行い、愛護活動で維持管理する公園数の増加を目標とします。		
公園協議会を設置している公園数	0 公園	20 公園
公園利用者の利便性の向上に向け、地域の多様な主体によって話し合いを行う公園協議会の制度は、平成 29(2017)年の都市公園法改正で新たに盛り込まれた内容となります。現状は公園協議会が導入された公園はありませんが、今後の本制度利用の拡大を目標とします。		

2) 水とみどりが織りなす景観の持続的な保全と活用

目標項目	令和元(2019)年次現在	令和 11(2029)年次目標
緑化保全区域(市条例)を含む良好な自然環境を有する樹林地等の保全	・緑化保全区域(6 地区)について、引き続き保全を図る。 ・緑山(40.0ha)周辺の樹林地について、地域との協働により、保全を図る。	
緑化保全区域は、現在、「松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例」により 6 地区指定されており、引き続きその保全を図ります。また、市街地に隣接している緑山の樹林地については、地域との協働により、その保全と活用を図っていきます。		

3) 地域のニーズに合わせた持続可能でみどり豊かなまちづくりの推進

目標項目	令和元(2019)年次現在	令和 11(2029)年次目標
一人あたりの都市公園面積	12.4 ㎡/人	現状維持
都市公園面積については、これまでの整備により一定の水準(10.0 ㎡/人)を確保することができています。今後は、現状維持を目標として公園機能の分担・特化等を検討することにより、公園の「質」を高めていくことで、少子高齢化や地域ニーズを踏まえた公園整備を進めていきます。		
民間活力の導入	9 件(指定管理者制度)	14 件
平成 29(2017)年の都市公園法改正により、公園管理の手法として、公募設置管理制度(Park-PFI)が新設されました。今後、この新制度や既存の制度により、公園の賑わい創出や魅力向上に向けた民間活力の活用を行うことで、導入事例を増やします。		

4) アンケート調査

目標項目	令和元(2019)年次現在	令和 11(2029)年次目標
みどりの満足度	33.1%(満足・ほぼ満足)	現状以上
市民アンケート調査による、「みどりが地域の魅力を高める観点で満足できるか」の問いに対し、約 1/3 から「満足・ほぼ満足」の回答がありました。今後は、各種取り組みを進める中で、みどりの質を高めていき、この満足度の向上を図っていきます。		
身近な公園の満足度	12.8%(数も内容も十分)	現状以上
徒歩圏にある身近な公園について、数と内容の満足度を問う設問に対し、両方とも十分であるとの回答は、約 1 割にとどまりました。今後は、公園の機能分担・特化等公園の再編を検討することにより、公園を身近に魅力的に感じてもらえるよう取り組みを進めていきます。		

(1) 都市公園一街区公園



うぐいす公園

街区公園は、現況(2019年)で84カ所整備されています。街区公園以外の小規模な公園としては、普通公園が181カ所、児童遊園地73カ所などがあり、これらの公園も含めて半径250mの誘致圏をみると、市街地の多くが網羅されています。

街区公園の不足している中心市街地での整備が求められますが、用地の確保が難しいため、既存周辺公園の機能の充実、公共施設緑地等により、カバーすることとします。

公園の性格としては、高齢者の休憩等に利用したり、街に潤いを感じさせるポケットスペース的なものと、近隣の子ども(特に遠くへ遊びに連れて行くことが難しい幼児)が利用できるものとします。

	現況(2019年)	計画年次(2029年)	増加分
市街化区域	50カ所(12.01ha)	54カ所(12.51ha)	4カ所(0.5ha)
市街化調整区域	34カ所(7.37ha)	35カ所(7.47ha)	1カ所(0.1ha)
都市計画区域	84カ所(19.38ha)	89カ所(19.98ha)	5カ所(0.6ha)

(2) 都市公園一近隣公園



松江湖畔公園(末次公園)

地区の核となる公園として、将来開発行為が行われる可能性がある地域等に新規1カ所の配置計画とします。市街地内もしくは市街地隣接地にある程度まとまった面積(1.5ha程度)を確保します。

公園の性格としては、子どもの遊び場・多目的広場・軽スポーツのできる広場や散歩コース等を備えた、子どもから高齢者まで利用しやすいものとします。また、その他に、災害避難地としての機能を備えるとともに、子どもが安心して遊べるよう防犯にも配慮した公園とします。

	現況(2019年)	計画年次(2029年)	増加分
市街化区域	3カ所(12.18ha)	4カ所(13.68ha) 松江湖畔公園は再整備を行う	1カ所(1.5ha)
市街化調整区域	1カ所(1.3ha)	1カ所(1.3ha)	なし
都市計画区域	4カ所(13.48ha)	5カ所(14.98ha)	1カ所(1.5ha)

(13) 公共施設緑地

都市公園以外に、都市公園と同等の機能を有する以下のものを公共施設緑地として、位置づけることとします。

●田和山史跡公園(8.4ha)	●かんべの里(20.1 ha)
●県立古墳の丘古曾志公園(5.2 ha)	●ふるさと森林公園(36.39 ha)
●県立八雲立つ風土記の丘(5.3 ha)	●大野ふるさと広場(1.5 ha)
●秋鹿なぎさ公園(1.3 ha)	●松江海洋センター(1.14 ha)
●普通公園、児童遊園、源助公園や新大橋南詰め緑地等、小規模な公園緑地	

また、以下の公園予定地について、整備を図ります。

公園予定地(仮称)	面積	整備内容
舟つきの松跡地および周辺地	0.57ha	歴代藩主が楽山に向かう途中、舟を着ける目印となった「舟つきの松」とよばれる大樹跡地とその周辺について、歴史と安らぎを感じさせる公園として、周辺エリア一帯のまちづくりを踏まえた整備を図ります。

3-1. 「みどりを育む持続可能な協働の仕組みづくり」に係る数値目標

No	評価項目（施策・取組）	計画記載内容	点検・評価内容	取組状況（R2-R6）			判定	今後の方向性
				令和元(2019)年次当初	令和 6(2024)年 中間値	令和 11(2029)年 次目標		
26	公園愛護活動を実施している公園数	公園愛護活動は、徐々に団体数が増加していますが、愛護団体構成員の高齢化が課題となっています。今後、みどりに関する担い手の確保と持続可能な活動団体の推進の取り組みを行い、愛護活動で維持管理する公園数の増加を目標とします。	公園愛護活動を実施している公園の増加数	157 公園	176 公園	180 公園	◎	引き続き、愛護活動で維持管理する公園数増加を図る。 関係課 ・公園緑地課
				目標値より、毎年同数の公園（2.3）が増加と仮定すると、令和 5 年度(2023)における公園愛護活動を実施している公園目標数は 166、これに対して実績値は 176 であった。 ※令和 6 年度の値としては 185 公園であり、すでに目標値達成				
27	公園協議会を設置している公園数	公園利用者の利便性の向上に向け、地域の多様な主体によって話し合いを行う公園協議会の制度は、平成 29（2017）年の都市公園法改正で新たに盛り込まれた内容となります。現状は公園協議会が導入された公園はありませんが、今後の本制度利用の拡大を目標とします。	公園協議会を設置している公園数	0 公園	2 公園	20 公園	○	規模の小さい公園については、公園協議会に代わり、関係する自治会などとの意見交換を行い、規模の大きい公園は公園協議会を組織し、各公園のあり方を引き続き検討していく。 関係課 ・公園緑地課
				公園協議会を設置している公園は 2 箇所。 ・宍道総合公園（R4.7～） ・美保関運動公園（R6.2～）				

3-2. 「水とみどりが織りなす景観の持続的な保全と活用」に係る数値目標

No	評価項目（施策・取組）		計画記載内容	点検・評価内容	取組状況（R2-R6）	判定	今後の方向性
28	緑化保全区域（市条例）を含む良好な自然環境を有する樹林地等の保全	緑化保全区域（6 地区）について、引き続き保全を図る	緑化保全区域は、現在、「松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例」により 6 地区指定されており、引き続きその保全を図ります。 ・千手院緑地保全区域（石橋町） ・売布神社緑地保全区域（和多見町） ・山代神社緑地保全区域（古志原六丁目） ・円成寺緑地保全区域（栄町・幸町） ・万寿寺・桐岳寺緑地保全区域（奥谷町・春日町・東奥谷町） ・月照寺・清光院・愛宕神社緑地保全区域（外中原町）	緑化保全区域での保全に関する取組状況	【緑地保全事業補助金（公園緑地課）】 6 地区すべてではないが、毎年度実施している ※令和 6 年度は 6 地区すべて対象	◎	引き続き、指定 6 地区の保全を図る取組を継続する。 関係課 ・公園緑地課
29		緑山(40.0ha)周辺の樹林地について、地域との協働により、保全を図る	市街地に隣接している緑山の樹林地については、地域との協働により、その保全と活用を図っていきます。	緑化保全区域での保全に関する取組状況	緑化保全区域で、緑地の減少につながるような開発はされておらず、樹林地等の保全はされているが、活用までは至っていない。	△	緑化保全区域の地域と協働した、保全と活用を図る取り組みを検討する。 関係課 ・公園緑地課

3-3. 「地域のニーズに合わせた持続可能でみどり豊かなまちづくりの推進」に係る数値目標

No	評価項目（施策・取組）	計画記載内容	点検・評価内容	取組状況（R2-R6）			判定	今後の方向性
				令和元(2019)年次 当初	令和 6(2024)年 中間値	令和 11(2029)年 次目標		
30	一人あたりの都市公園面積	都市公園面積については、これまでの整備により一定の水準（10.0 ㎡/人）を確保することが出来ています。今後は、現状維持を目標として公園機能の分担・特化等を検討することにより、公園の「質」を高めていくことで、少子高齢化や地域ニーズを踏まえた公園整備を進めていきます。	一人あたりの都市公園 面積状況	12.4 ㎡/人	13.75 ㎡/人*	12.6 ㎡/人	◎	現状維持に努めながら、Park Vision に基づき公園機能の分担・特化等を検討し、公園の「質」を高めていく検討も行う。 関係課 ・公園緑地課
				※令和 6 年次の一人あたりの都市公園面積 令和 5 年次は 13.05 ㎡/人				
31	民間活力の導入	平成 29（2017）年の都市公園法改正により、公園管理の手法として、公募設置管理制度(Park-PFI)が新設されました。今後、この新制度や既存の制度により、公園の賑わい創出や魅力向上に向けた民間活力の活用の取り組みを行うことで、導入事例を増やします。	公募設置管理制度(Park-PFI)や指定管理者制度、既存の管理制度を導入している公園件数	9 件	11 件*	14 件	○	既存の管理制度や指定管理者制度の維持に加えて、現在取組中の公園を主とした民間活力の導入を推進していく。 関係課 ・公園緑地課 ・観光振興課
				既存の管理制度（2 件：宍道総合公園、岸公園） 指定管理者制度 （9 件：宍道総合公園、松江総合運動公園、花冠の里、空口公園、松江市美保関総合運動公園、東出雲中央公園、城山公園、秋鹿湖畔公園、島根総合公園） ※宍道総合公園については、指定管理者と民間事業者のため、それぞれを計上。 白湯公園や北公園は民間活力の導入に向けて検討を進めている。				

3-4. アンケート調査による数値目標

No	評価項目（施策・取組）	計画記載内容	点検・評価内容	取組状況（R2-R6）			判定	今後の方向性
				令和元(2019)年次 当初	令和 6(2024)年 中間値	令和 11(2029)年 次目標		
32	みどりの満足度	市民アンケート調査による、「みどりが地域の魅力を高める観点で満足できるか」の問いに対し、約 1/3 から「満足・ほぼ満足」の回答がありました。今後は、各種取り組みを進める中で、みどりの質を高めていき、この満足度の向上を図っていきます。	アンケート調査結果 「満足・ほぼ満足」の回答割合	33.1%	56.1%※	現状以上	◎	現状の満足度をキープするとともに「満足している」の割合がより増えるように各種取組を進める。 関係課 ・公園緑地課
				令和 6 年度におけるアンケート調査では満足・ほぼ満足の回地等割合は 56.1%となり、半数以上を占めた。 ※満足している 18.4%、ほぼ満足している 37.7%				
33	身近な公園の満足度	徒歩圏にある身近な公園について、数と内容の満足度を問う設問に対し、両方とも十分であるとの回答は、約 1 割にとどまりました。今後は、公園の機能分担・特化等公園の再編を検討することにより、公園を身近に魅力的に感じてもらうよう取り組みを進めていきます。	アンケート調査結果 「数も内容も十分であると思う」の回答割合	12.8%	21.3%	現状以上	◎	現状の公園数・内容に関する満足度をキープするとともに、数も内容も不十分である割合の減少も図れるように公園の機能分担・特化等公園の再編検討を進める。 関係課 ・公園緑地課
				令和 6 年度におけるアンケート調査では、数と内容の両方とも十分であるとの回答は 21.3%となった。				

3-5. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に係る数値目標

No	評価項目 (施策・取組)	計画記載内容	点検・評価内容	取組状況（R2-R6）				判定	今後の方向性
				区域	令和元(2019) 年次当初	令和 6(2024)年 中間値	令和 11(2029) 年次目標		
						中間目標			
34	街区公園の整備	街区公園は、現況（2019 年）で 84 カ所整備されています。街区公園以外の小規模な公園としては、普通公園が 181 カ所、児童遊園地 73 カ所などがあり、これらの公園も含めて半径 250m の誘致圏をみると、市街地の多くが網羅されています。 街区公園の不足している中心市街地での整備が求められますが、用地の確保が難しいため、既存周辺公園の機能の充実、公共施設緑地等により、カバーすることとします。 公園の性格としては、高齢者の休憩等に利用したり、街に潤いを感じさせるポットスペース的なものと、近隣の子ども（特に遠くへ遊びに連れて行くことが難しい幼児）が利用できるものとします。	区域別街区公園の増加状況 （箇所数・面積）	市街化 区域	50 カ所 (12.01ha)	52 カ所※ ¹ (12.16ha)	54 カ所 (12.51ha)	◎	市街化区域内での街区公園の増加検討（2 公園）を進める。 関係課 ・公園緑地課
						52 カ所 (12.15ha)			
				市街化 調整 区域	34 カ所 (7.37ha)	35 カ所※ ² (7.5ha)	35 カ所 (7.47ha)		
						35 カ所 (7.47ha)			
市街化区域、市街化調整区域ともに公園数は増加しており、中間年としての数値も計画通りとなっている。 市街化調整区域での増加は達成済み ※1 グリーンテラス黒田東公園、グリーンテラス黒田西公園を設置 ※2 東川津中尾公園を設置									
35	近隣公園の整備	地区の核となる公園として、将来開発行為が行われる可能性がある地域等に新規 1 カ所の配置計画とします。市街地内もしくは市街地隣接地にある程度まとまった面積（1.5ha 程度）を確保します。 公園の性格としては、子どもの遊び場・多目的広場・軽スポーツのできる広場や散歩コース等を備えた、子どもから高齢者まで利用しやすいものとします。また、その他に、災害避難地としての機能を備えるとともに、子どもが安心して遊べるよう防犯にも配慮した公園とします。	区域別近隣公園の増加状況 （箇所数・面積）	市街化 区域	3 カ所 (12.18ha)	3 カ所 (12.18ha)	4 カ所 (13.68ha)	◎	当初計画でも、中間年次以降で近隣公園 1 カ所の増加を計画していた。今後、市街化区域内での近隣公園を整備する。 関係課 ・公園緑地課
						3 カ所 (12.18ha)			
				市街化 調整 区域	1 カ所 (1.3ha)	1 カ所 (1.3ha)	1 カ所 (1.3ha)		
						計画策定年次から変化なし（現状維持）			
36	公園予定地の整備	舟つきの松跡地および周辺地（0.57ha）の整備 (整備内容) 歴代藩主が楽山に向かう途中、舟を着ける目印となった「舟つきの松」とよばれる大樹跡地とその周辺について、歴史と安らぎを感じさせる公園として、周辺エリア一帯のまちづくりを踏まえた整備を図ります。	舟つきの松跡地および周辺地（0.57ha）の整備状況	公園整備に向け既存建物の令和 3 年度に解体を行った。周辺住民から跡地の利活用アイデアを募集した。 ※財源がなくなったため、R5 以降の進捗はない				△	公園整備にむけた財源確保の検討をする。 関係課 ・公園緑地課

第4章 都市公園等の整備・管理の取組の点検

現行計画（P46～P51）の“第4章 都市公園などの整備・管理方針”に記載されている具体的な取り組みの関連施策についても、評価・点検する内容を整理した。また、関係課に確認をとりながら、取組状況の整理、評価および今後の方向性を検討した。

具体的な都市公園などの整備・管理の取り組み

【取り組み①】：各公園の将来を見据えたマネジメント計画(維持管理計画)の推進
現行計画（P48・49）より

〔具体的な取り組み〕

(1)【取り組み①】：各公園の将来を見据えたマネジメント計画(維持管理計画)の推進

公園施設の管理計画を定期的に見直し、将来を見据えた公園マネジメントを進めます。また、整備にあたっては、公園施設長寿命化計画等の整備計画と公園施設の劣化状況等を総合的に判断し、公園の特性と整備する公園施設の優先度等を検討するとともに、地域の多様なニーズや利用状況、バリアフリー、整備する公園施設の汎用性等を考慮した、安全で安心して使いたくなる公園の整備を行います。

なお、公園の立地条件やオープンスペースの規模、公園施設の種類、利用者層、周辺環境などの公園が持つ特性については、今後個々の実施計画に対し反映させていきます。

公園内の樹木の管理については、樹木による公園の機能(樹木等による緑陰の提供、大気の浄化、休養・休息と憩いの場の提供など)の必要性を考慮した上で、樹形の縮小化や密集木の間引き、支障木の伐採、低木化や樹種転換などを行い、公園に入りやすい環境づくりと維持管理費の抑制を考慮した管理手法を図り、実施段階では有識者の意見を伺いながら、進めていく必要があります。

〈関連施策〉

・遊具の点検に係る資格を持つ専門技術者による遊具の健全度調査の実施(1回/年)【市】
・職員による定期的な遊具・施設点検の実施【市】
・計画的な公園施設の修繕・更新・改築の実施(公園施設長寿命化計画等)【市】
・バリアフリーに配慮した公衆トイレ施設(多目的)の整備(松江市公衆トイレの整備計画)【市】
・公園遊具の適正な配置(公園遊具等適正配置計画)【市】
・公園内の樹種、巨木化、老木化等に応じた樹木や草地の適切な維持管理【市・民】
・公園内における受動喫煙防止への取り組み強化【市】
・公園愛護活動による公園施設の異常報告【市・民】

4-1. 施策1 人口減少に対応した都市公園などの見直し

No	評価項目（施策・取組）		計画記載内容	点検・評価内容	取組状況（R2-R6）	判定	今後の方向性
37	取り組み①： 各公園の将来を見据えたマネジメント計画(維持管理計画)の推進	遊具の点検に係る資格を持つ専門技術者による遊具の健全度調査の実施 (1回/年)	公園施設の管理計画を定期的に見直し、将来を見据えた公園マネジメントを進めます。また、整備にあたっては、公園施設長寿命化計画等の整備計画と公園施設の劣化状況等を総合的に判断し、公園の特性と整備する公園施設の優先度等を検討するとともに、地域の多様なニーズや利用状況、バリアフリー、整備する公園施設の汎用性等を考慮した、安全で安心して使いたくなる公園の整備を行います。	遊具の健全度調査の実施状況	1回/年実施している	◎	引き続き、健全度調査を実施する。 関係課 ・公園緑地課
38		職員による定期的な遊具・施設点検の実施		市職員による定期的な遊具・施設点検の実施状況	2回/年実施している	◎	引き続き、市職員による定期的な遊具・施設点検を実施する。 関係課 ・公園緑地課
39		計画的な公園施設の修繕・更新・改築の実施 (公園施設長寿命化計画等)		計画的な公園施設の修繕・更新・改築の実施	計画を踏まえ整備の見通しを立てたうえで、通報のあった公園は優先的に対応している。 公園施設長寿命化計画…10年計画（H26～R5、R6～） R6年に計画の見直しを行っている	○	引き続き、計画に基づいた公園施設の修繕・更新・改築に取り組む。 関係課 ・公園緑地課 ・スポーツ課
40		バリアフリーに配慮した公衆トイレ施設(多目的)の整備 (松江市公衆トイレの整備計画)		バリアフリーに配慮した公衆トイレ施設(多目的)の整備実施状況	毎年一カ所以上の公衆トイレ施設(多目的)を整備できている R2 2カ所（竹崎児童公園、総グラ補助競技場） R3 1カ所（総グラ1塁側） R4 3カ所（総グラ自由広場・2号駐車場、宮内農村公園） R5 1カ所（岸公園）	◎	引き続き、計画に基づいた公園施設の修繕・更新・改築に取り組む。 関係課 ・公園緑地課
41		公園遊具の適正な配置 (公園遊具等適正配置計画)		公園遊具の適正な配置の実施状況 (公園遊具等適正配置計画)	Park Vision、都市公園施設長寿命化計画等に基づき、毎年、遊具の更新・撤去・新設を実施している R2 更新2・撤去6 R3 更新12・撤去25 R4 更新13・撤去8・新設2 R5 更新5・撤去15・新設1	○	引き続き、公園遊具の適正な配置に取り組む。 公園遊具等適正配置計画に基づいた更新・撤去・新設を進める。 関係課 ・公園緑地課
42		公園内の樹種、巨木化、老木化等に応じた樹木や草地の適切な維持管理	公園内の樹木の管理については、樹木による公園の機能(樹木等による緑陰の提供、大気の浄化、休養・休息と憩いの場の提供など)の必要性を考慮した上で、樹形の縮小化や密集木の間引き、支障木の伐採、低木化や樹種転換などを行い、公園に入りやすい環境づくりと維持管理費の抑制を考慮した管理手法を図り、実施段階では有識者の意見を伺いながら、進めていく必要があります。	公園内の樹種、巨木化、老木化等に応じた樹木や草地の維持管理状況	日常の管理業務に合わせた公園の樹木等の状況確認や市民や利用者からの通報により判明した危険木等について、必要に応じた伐採業務の委託や、職員による剪定・除草作業により対応し、適切な維持管理を行っている。 R2年度 18件 R3年度 29件 R4年度 18件 R5年度 16件 R6年度 34件	◎	引き続き、必要な予算を確保し適切な維持管理を継続する。 関係課 ・公園緑地課

No	評価項目（施策・取組）		計画記載内容	点検・評価内容	取組状況（R2-R6）	判定	今後の方向性
43	取り組み①： 各公園の将来を見据えたマネジメント計画(維持管理計画)の推進	公園内における受動喫煙防止への取り組み強化	公園という公共的空間において、特に子どもや妊産婦など保護されるべき立場の利用者に対する受動喫煙への配慮が必要です。公園内での看板設置や松江市 HP 等による注意喚起を行い、特にスポーツ施設のある公園では、指定された場所での喫煙を徹底することが必要です。	公園内における受動喫煙防止への取り組み強化状況	・既存の一部の公園に禁煙の協力を仰ぐ看板を設置（住民からの要望等があればその都度設置対応）。 ・新設の公園についても同様。 ・松江市報（R2、R3）に禁煙の協力を仰ぐ旨を掲載。 ・公園に灰皿は設置しない。 ・ホームページにも掲載。 →既存・新設公園ともに受動喫煙防止に取り組んでおり、HP や市報において広報活動を実施できている。	◎	引き続き、既存・新設公園における受動喫煙防止に関する取組を実施し、公園での禁煙協力に関する周知も継続する。 関係課 ・公園緑地課 ・スポーツ課
44		公園愛護活動による公園施設の異常報告	公園施設の管理計画を定期的に見直し、将来を見据えた公園マネジメントを進めます。また、整備にあたっては、公園施設長寿命化計画等の整備計画と公園施設の劣化状況等を総合的に判断し、公園の特性と整備する公園施設の優先度等を検討するとともに、地域の多様なニーズや利用状況、バリアフリー、整備する公園施設の汎用性等を考慮した、安全で安心して使いたくなる公園の整備を行います。	公園愛護活動の状況	公園愛護活動の主体となる公園愛護団は No.1 や 26 で示したように増加傾向にある。公園愛護団の活動として公園内の施設（遊具等）の安全点検を年 1 回以上の実施をお願いしており、異常があれば公園緑地課へ連絡する体制としているため、公園施設の異常報告に向けた体制も拡充している。	◎	引き続き、愛護活動で維持管理する公園数の増加を図る。 関係課 ・公園緑地課
45	取り組み②： 公園機能の見直しと再編の検討	公園施設配置の適正化への検討（公園機能の分担・特化）	少子高齢化等への対応として、公園の特性を踏まえ地域のニーズに応じた公園機能の充実に向けて、近接する公園で機能が重複している場合などは、機能の分担・特化を行い、公園施設配置等の適正化により、さらに利用しやすい公園となるよう公園ストックの再編について、検討を行います。	公園機能の分担・特化の検討状況	Park Vision を策定し、地域の人々と合意の上、隣接する公園で同じような機能がある場合、それぞれの公園で機能を分担し、より魅力的な公園として整備することとした。 例) 城東都市緑地他 ※Park Vision 後半 P13	◎	Park Vision を指針として、機能転換・分担の検討を進める。 関係課 ・公園緑地課
46		公園の在り方の検討（統廃合、再編計画の検討）	また、著しく利用されていない公園は、地域ニーズやその特性、利用状況と公共施設適正化の考え方や費用対効果等を踏まえ、周辺の公園との統合や公園以外の用途への転換を検討します。	公園機能の統廃合、再編計画の検討状況	Park Vision を策定し、利用頻度の低い公園は、地域住民のみなさまの合意により、地域で活用できる駐車場や農園への用途変更など、機能を転換することとした。 例) クレアヒル中央広場公園 ※Park Vision 後半 P14	◎	Park Vision を指針として、機能転換・分担の検討を進める。 関係課 ・公園緑地課
47	取り組み③： 地域のニーズに合わせた公園施設の見直し	地域ニーズに合わせた公園施設整備の検討	少子高齢化等、地域の状況の変化により、ニーズが乏しくなった遊具等を有する公園の施設は、修理・更新の他に撤去も検討します。また、高齢者のニーズに配慮し、健康づくり・予防医学等の観点から、健康遊具の設置についても検討します。	ニーズが乏しくなった遊具等施設の修理・更新・撤去	ニーズ（土木要望）に基づき実施した。 R2 修理 0・更新 0・撤去 2 R3 修理 1・更新 0・撤去 0 R4 修理 1・更新 0・撤去 0 R5 修理 3・更新 0・撤去 0 ※ニーズを土木要望と解釈し、撤去（修理）の要望を含むものを抽出	○	引き続き、ニーズに対応した遊具等施設の整備を実施する。 関係課 ・公園緑地課
48		健康遊具の計画的な配置の検討		高齢者ニーズに対応した、健康遊具の設置実績	R3 東川津中尾公園 2 基(新設) R5 揖屋ふれあい広場 4 基(修繕) R6 ニュー学園台西都市緑地 1 基(更新)	○	引き続き、高齢者ニーズに配慮した健康器具の設置を検討していく。 関係課 ・公園緑地課

No	評価項目（施策・取組）		計画記載内容	点検・評価内容	取組状況（R2・R6）	判定	今後の方向性
49	取り組み③： 地域のニーズに 合わせた公園施 設の見直し	保育所その他の社会 福祉施設の占用申請 への検討	都市公園法の改正により、保育所その他の社会施設 について、都市公園の占用の許可対象について、検 討します。	保育所その他の社会 福祉施設の占用申請 への検討状況	都市公園法の改正により都市公園内に保育所やその他の社会福祉施設 が設置（占用）可能となり、施設移転等のタイミングで公園内への設置 可能性について施設所管部局との協議・検討を行っている	○	引き続き、必要に応じて施設所管 課と検討を進めていく。 関係課 ・公園緑地課
50	取り組み④： 防災機能の確保	公園の立地状況等を 踏まえた防災機能の 検証	既存の公園等において、火災延焼防止、避難地や 防災活動拠点等の防災機能について、その検証とと もに防災機能の充実を図り、市民の安全・安心を確 保する公園づくりを進めます。	公園の立地状況等を 踏まえた防災機能の 検証・整備実績	松江総合運動公園周辺地区において都市構造再編集中事業(R2・R6) を実施しており、その中で防災機能についても検証を行い事業を計 画している。(非常用照明灯、マンホールトイレ、防災備蓄倉庫など)	○	市内の防災機能を持つ公園につい て、引き続き検証を図っていく。 関係課 ・公園緑地課
51		指定緊急避難場所での 防災施設の計画的 な整備		指定緊急避難場所での 防災施設の計画的 な整備実績	①指定緊急避難場所であることを広く市民の方へ周知するための 「指定緊急避難場所看板」の整備。 実績：R4「松江総合運動公園4箇所（更新）」 R6「楽山公園2箇所（更新）」「北公園1箇所（更新）」 「八束千本桜公園1箇所（新設）」「大塚山公園1箇所（新設）」 R7「松江総合運動公園4箇所（更新）」 ②総合運動公園敷地内にマンホールトイレ整備 （野球場3塁側に3基）（公園緑地課事業：設置済） ③総合運動公園敷地内に本市水防倉庫を整備 （公園緑地課事業：令和6年度設置予定）	◎	引き続き、指定緊急避難場所にお ける計画的な整備及び周知を図っ ていく。 関係課 ・公園緑地課 ・防災危機管理課
52		地域自主防災組織と 連携した地域コミュ ニティの形成		地域自主防災組織と 連携した地域コミュ ニティの形成実績	毎年、各公民館区（29地区）の自主防災組織の代表を対象に自主防災 委員会総会を開催し、地域内での自主防災組織の結成を促している。 自主防災組織の活動では、危険個所の把握や、災害に弱い立場の方（独 居老人、体の不自由な人など）の状況把握や支援体制の整備、防災訓練 の実施など、地域コミュニティと密接に連携した取り組みを行っている。 自主防災組織結成数 R2年度 469団体 ⇒ R5年度 471団体	◎	引き続き、自主防災組織の結成を 促す。 関係課 ・防災危機管理課
53		公園を利用した地域 防災訓練の実施状況		公園を利用した地域 防災訓練の実績	R2 実績なし R3 3回（白潟公園、岸公園、芝原緑地） R4 4回（白潟公園、富士ヶ瀬公園※2日、附谷4区街区公園） R5 実績なし R6 2回（白潟公園・香南団地西緑地）	○	公園を利用した地域防災訓練の実 施（市）や実施の促進（民）を図 り、毎年度1回開催の実施を目標 とする。 関係課 ・公園緑地課 ・道・緑・水辺相談室
54	取り組み⑤： 開発行為による 公園設置義務の 緩和	開発行為による 公園設置義務の規制 緩和	平成 28(2016)年 12 月に都市計画法施行令の 一部が改正され、公園等の設置が義務付けられ る開発区域の面積の最低限度について、地方公 共団体が条例により 0.3ha から 1ha を超えない範囲内で緩和することが可能となりました。 本市も、開発行為による小規模公園の維持管理 費の負担が増加をしている状況から、開発区域 の周辺に一定規模の公園があり、住民の公園利 用に支障が出ない範囲内での開発区域につい ては、公園設置義務の緩和に向け検討します。	公園設置義務の緩和	施行日：令和 2 年 4 月 1 日 公園設置義務 緩和 本市には既に 300 箇所以上の公園があることから、公園利用者が徒 歩で行ける範囲を考慮し、既存の公園からおおむね 250m の範囲で 開発行為を実施する場合に限り、この緩和を実施	◎	検討済み。 関係課 ・都市政策課 ・公園緑地課

No	評価項目（施策・取組）		計画記載内容	点検・評価内容	取組状況（R2・R6）	判定	今後の方向性
55	取り組み⑥： 公園の適正利用の促進	市 HP や SNS を活用した携帯アプリなどによる情報発信	公園は、誰もが自由に利用できる場所ですが、公園の利用ルールを守らず、他の公園利用者等に迷惑を掛ける行為、遊具の誤った使い方、独占的な利用、公園利用者以外の駐車場利用など、一部の利用者等が原因となり公園を快適に利用できなくなる等の課題が生じています。これまでも看板による周知等を行ってきましたが、より一層の公園の適正利用を促進していくため、市民に対する情報発信や公園協議会の活用など、公園の適正利用の浸透を図ります。	市 HP や SNS を活用した携帯アプリなどによる情報発信	市報での発信実績 R2.5 公園のマナーについて R2.8 公園でのボール遊びについて R3.5 公園の利用について	○	引き続き、市報や市 SNS（X、Instagram、Facebook 等）を活用した情報発信や公園協議会の場で適性利用に向けた議論を行う。 関係課 ・公園緑地課
56		公園の利便性向上や利活用を話し合う公園協議会の活用		公園協議会の設置・活用状況	No6 や 27 と同じく、公園協議会を以下の 2 公園で設置し、利便性向上や利活用、整備等について話し合う協議会を開催している。 宍道総合公園（R4.7～） 美保関運動公園（R6.2～）	○	規模の小さい公園については、公園協議会に代わり、関係する自治会などとの意見交換を行い、規模の大きい公園は公園協議会を組織し、各公園の利便性向上や利活用に向けても検討していく。 関係課 ・公園緑地課

4-2. 施策2 市民や民間事業者との共創・協働による管理・運営の推進

No	評価項目（施策・取組）		計画記載内容	点検・評価内容	取組状況（R2-R6）	判定	今後の方向性
57	取り組み①： 地域住民等による維持管理の仕組みづくり	公園協議会の設置による公園の利活用の促進	公園を地域の財産として利活用していただくために、地域住民や自治会、企業、公園愛護団体、子どもに関係する団体等の参画により、公園の利便性の向上や維持管理の手法、公園でのイベント開催による地域の賑わいの創出、公園を利用する際のローカルルールづくりなど、地域の多様な主体との共創・協働によって、さらなる公園の利活用について検討を行う、公園協議会の設置に向け、その仕組みづくりを推進します。なお、設置の単位については、既存の組織の活用を含め、地域の実情に応じて設置する単位を検討することとします。	公園協議会の設置状況	（再掲 NO.27） 公園協議会設置している公園は2箇所。 ・宍道総合公園（R4.7～） ・美保関運動公園（R6.2～）	○	規模の小さい公園については、公園協議会に代わり、関係する自治会などとの意見交換を行い、規模の大きい公園は公園協議会を組織し、各公園のあり方を引き続き検討していく。 関係課 ・公園緑地課
58		公園利用に関する申請手続き等の柔軟な対応を検討	イベントの開催など公園を利活用する支援として、公園利用に関する申請手続き等について、柔軟な対応によって、公園利用の促進を図ります	公園利用に関する申請手続き等の改善など	R5.4よりインターネットによる受付を開始	◎	引き続き、市民が公園利用しやすいように、利用申請ツールの検討や単純化等を図っていく。 関係課 ・公園緑地課 ・道・緑・水辺相談室
59		公園愛護活動の継続・促進、担い手の確保、情報発信	アンケート結果から、「公園の清掃や草刈り」に協力している、「公園の花壇の手入れをしてみたい」とする市民の声も多くあり、引き続き公園愛護活動の継続と若い世代への参加促進に向けた情報発信を行うとともに、全ての公園愛護団で組織する、「公園愛護団推進協議会」を結成し、各愛護団の活動紹介や意見交換などを行うことによって、愛護活動をさらに推進していきます。	公園愛護活動の継続・促進、担い手の確保、情報発信の実績	（再掲 NO.7） ・愛護団以外の活動が分かれば愛護団への加入の勧誘をしている。 ・愛護団同士の連携を目的として公園愛護通信を年1回発行している。 ・市報(R2.7、R3.7)で愛護団の募集	○	引き続き、活動団体への愛護団加入勧誘や公園愛護通信の発行を実施するとともに、市報や松江市公式SNSを活用し愛護団の募集を行う。 関係課 ・公園緑地課
60		民間手法導入(都市公園のビジョン、民間活力活用の方針、採用する都市公園の抽出、民間事業者への聞き取りなど)に向けた検討	都市公園をより一層柔軟に使いこなしていくためには、民間のノウハウを活かし、都市公園のストック効果(まちの賑わい創出、国内外からの観光客の誘致など)を高めることにより、公園の魅力とにぎわいを創出する手法として、民間活力の活用について、検討が必要です。 民間活力導入の対象となる都市公園については、比較的規模が大きく、立地条件もよく、年間の利用者数が望める公園として、松江湖畔公園や北公園、松江総合運動公園などが想定されます。	民間手法導入に向けた検討状況	宍道総合公園 古墳の森 →民間事業者によるサバゲー（社会実験） 湖畔公園（岸公園） →民間事業者によるカフェの運営	◎	導入実績の検証をしながら、対象となり得る既存都市公園（北公園・松江総合運動公園）での実績を図る。 関係課 ・公園緑地課 ・観光振興課
61	取り組み②： 民間活力を活用した公園の利活用	ミズベリング松江協議会など商工関係者や地域住民を交えた協議・検討の推進	また、アンケート結果からは、「大きな公園にあると良い、便利だと思う施設」として、「飲食店」「売店」が最も多く、飲食・物販によるサービスの充実を求める声が大きいのとなっています。このアンケート結果を参考として、想定される公園の特徴や求められるサービス水準に応じて、適用すべき管理制度として、PPP【公民連携】(PFI、指定管理者制度等)や公募設置管理制度(P・PFI)、設置管理許可制度などを選択することによって、質の高いサービスの提供や効率的・効果的な公園の整備と管理運営を図り、潤いのある松江らしい公園づくりに向けた、検討を進めます。 併せて、利用者の利便性を図るため、適正な規模の駐車場整備の在り方について、検討していきます。	ミズベリング松江協議会など商工関係者や地域住民を交えた協議・検討の推進実績	ミズベリング松江協議会総会 R2年度1回、 R3年度1回、 R4年度1回、 R5年度2回 ミズベリング松江協議会部会 R2年度1回、 R3年度1回、 R4年度1回、 R5年度2回	◎	引き続き、ミズベリング松江協議会等の協議を開催する。 関係課 ・公園緑地課 ・大橋川治水・国県事業推進課

第5章 進捗状況の考察

5-1. 進捗状況の考察

《中間年度における点検・評価の全体総括》

「◎：現時点で、ほぼ達成・実施済み」及び「○：順調に推移している」が61項目のうち58項目（9割以上）であり、「×：実施できていない」項目もなく、中間年時点での達成状況は良いと言える。

一例として、定量的な数値目標について、みどりや身近にある公園の満足度に関するアンケート調査を実施した。アンケートの結果では、満足度が策定年を超える結果となり、“現状以上の満足度”という策定年の目標を達成していた。（No. 32）

点検・評価		項目数(61項目) / 割合	
◎	現時点で、ほぼ達成・実施済み	34項目	55.7%
○	順調に推移している	24項目	39.3%
△	実施できているものの、 取り組みが不足だと思われる	3項目	5.0%
×	実施できていない	0項目	0.0%

95.0%

中間年度におけるみどりの基本計画の点検・評価結果としては、概ね作成当初の計画が達成されており、計画自体の改定等の必要はないと考えられる。

計画後半の期間においても引き続き、今回検討した「今後の方向性」に基づきながら、施策・取組を進めていく必要がある。

「△：実施できているものの、取組が不足だと思われる」となった３項目については、これからの計画期間において取り組みを促進・実施していくため、以下の今後の方向性を設定した。

No	△：項目	今後の方向性
21	敷地内や屋上緑化・壁面緑化を利用した緑化の推進	市街地の大型施設の屋上緑化や壁面緑化による都市緑化の推進や、公共施設の緑化と、民有地緑化に対する行政機関や事業所等の理解促進や協力依頼を図る。
29	緑山(40.0ha)周辺の樹林地について、地域との協働により、保全を図る	緑化保全区域の地域と協働した保全と活用を図る取り組みを検討する。
36	舟つきの松跡地および周辺地（0.57ha）の整備	公園整備にむけた財源確保の検討をする。

第6章 みどりの基本計画概要版の作成

中間年度における、評価・点検結果を反映したみどりの基本計画概要版の更新資料を作成した。

修正箇所は以下。

- ・表紙タイトル「松江市みどりの基本計画」の下部に（概要版）の追記
- ・表紙と裏表紙の右下に 令和7年3月時点 の追記
- ・「松江市みどりの基本計画」施策の体系図の修正（本編の色味に合わせて修正・取り組みを追加）
※スペースの関係から写真は削除した
- ・都市公園等の整備・管理の取組の施策表示の修正（配置・色の修正）
- ・4つの重点的な取り組みの修正（配置の修正、中間年度結果の追記）
- ・みどりの将来像（図の修正※左上の緑かすれ等）
- ・お問い合わせ先 都市整備部に修正